



海事協通信

2015年1月号

新年明けましておめでとうございます！

旧年中は色々とお世話になりました、本年も何卒宜しくお願ひ致します。

また、海事協では昨年6月に事務所を移転しましたが早いもので2回目の冬を迎えました。

今年1年役職員一同一致団結し業務に邁進する所存であります。

これから雪がたくさん積もり寒い日がしばらく続きます。

皆様もくれぐれもお身体をご自愛下さいませ！



受入団体協議会研修会参加報告！

11月28日札幌市で「全道外国人技能実習生受入団体協議会」が開催され、札幌入国管理局審査官より、「監理団体・実習実施機関の役割及び適正な入国・在留の留意点」、北海道労働局労働基準部監督官から、「技能実習生の労働条件に係る留意点」についてのお話しがありましたので内容をご報告いたします。

1. 札幌入国管理局

平成25年の「不正行為」認定数（監理団体及び受入企業）は**230機関**！

～主な不正行為の内容～

- 旅券・在留カードの取り上げ
- 偽変造文書等の行使・提供
- 技能実習計画との齟齬(実際の実習内容・時間がかけ離れている)
- 監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」
- 不法就労者の雇用等
- 賃金等の不払
- 人権を著しく侵害する行為
- 集合講習期間中の業務への従事
- 二重契約
- 労働関係法令違反
- 名義貸し

2. 北海道労働局労働基準部

安全衛生違反が最多・実習生からの通報も！

労働基準監督署は平成22年の入管法改正時に実習実施機関への臨検監査を強化。

違反内容としては、安全衛生関係(無資格での機械操作等)の違反が最多で、

- ①実習実施機関における法違反を是正させ監理団体に対する指導も行った事例
- ②労働基準監督機関に対して技能実習生から労働基準関係法令のは正を求められた事例

があり、「技能実習生雇用の企業では賃金不払に関する申告数が最多」となった。

受入企業が送検されたケース

労働基準監督機関が技能実習生に係る労働基準関係法令違反により送検された事例もある。

～道内で送検された例～

- ①縫製業を営む個人事業主Aを、労働基準法違反及び最低賃金法違反の疑いで、また監理団体役員Xを共犯の疑いで送検
- ②食肉加工業を営むB社及びB社代表取締役Cを、労働基準法違反の疑いで送検
- ③水産加工業を営むD社及びD社代表取締役Eを、労働基準法違反の疑いで送検

労働基準監督署 ⇄ 入国管理局の相互通報体制が確立！

- ①技能実習生の労働条件の確保を図るため、実習実施機関について、労働基準監督機関と入国管理局が相互に情報提供
- ②平成25年に労働基準監督機関から出入国管理局へ通報した件数は330件、入国管理局から労働基準監督機関へ通報された件数は149件
- ③労働基準監督機関が、出入国管理機関から情報提供を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施

実習生の問題事例報告！

～JITCOより以下の事例が報告されておりますご注意下さい！～

事例1：在留カード・健康保険証・通帳の不正転売

- 1) 技能実習生が在留カードを転売し、その後再発行していた。
- 2) 技能実習生が帰国時の出国審査で再入国を要請、在留カードを本国で転売していた。
- 3) 受入企業が帰国直前に技能実習生から「健康保険証」を回収する際、実習生は紛失したと主張、その保険証を転売していた。
- 4) 帰国時に銀行・郵便局の「通帳」を解約せず、その後通帳を転売していた。

★防止策～受入企業の皆様も必ず徹底願います！

- ①在留カード紛失の際は警察に通報
- ②帰国前に各市町村役場に転出届を提出
- ③帰国前に健康保険証を回収
- ④帰国前に通帳を解約
- ⑤中途帰国希望者からは「退職願」を受領

※当組合では技能実習生帰国の際、審査官に対し「技能実習終了」告げる文書を作成し実習生へ配布します。



事例2：インターネットを利用した詐欺被害の多発

実習生がインターネットを通じ、詐欺事件の被害者になる事例が増えてきているので注意が必要で、プリペードカードを購入させられる被害が多発しています。

当組合では本号で配布する「年末年始注意文」にこの内容を記載し実習生へ注意喚起致します。

受入企業の皆様からも直接実習生へ指導を願います！





トピックス

JITCO 本部常勤理事能力開発部長が来訪し意見交換！

今、一番関心があること…

一昨年より、外国人技能実習制度は改正されると報道！

平成25年12月8日(火)公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)能力開発部長と技能実習制度改正に向けての現状について意見交換！

直近の状況について組合員の皆様にご案内いたします。

外国人技能実習制度の抜本的な見直し(平成26年6月24日閣議決定された内容)

国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するため、制度の適正化、対象職種の拡大、技能実習期間の延長、受入枠の拡大など外国人技能実習制度の抜本的な見直しを行い、所要の法案を提出する。

外国人技能実習制度の管理体制の抜本的強化

賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送り出し国との政府間取り決めの作成、管理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。

対象職種の拡大

現在、技能実習制度の対象とされていないものの、国外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、移転すべき技能として適当なものについて、隨時対象職種に追加する。

実習期間の延長(3年から5年)

監理団体及び受入企業が一定の明確な条件を満たし、優良であることが認められた場合、技能等のレベルの高い実習生に対し、一旦帰国の後、最大2年間の実習を認める。

受入枠の拡大

監理団体及び受入企業の監理の適正化に向けたインセンティブ(意欲を引き出すための「報奨的な仕組み」の一環として、監理団体及び受入企業が一定の条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入枠数の拡大を認める。

(案)として示された

新たな法律に基づく技能実習制度管理運用機関の設置とは？

背景

「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、賃金未払いや長時間労働などの不正事案の発生も踏まえ、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置をはじめとする管理監督体制の抜本的強化を図るべく、平成27年度中の新制度への移行を目指すこととされている。

新法人(取締機関)を設置する

新法人の業務(案)

- 監理団体の許可・取消
- 技能実習計画の認定・取消
- 優良な監理団体・実習実施機関の認定・取消
- 人権を侵害された実習生の保護
- 監理団体等の指導・監督(報告徴収、立入検査等)
- 監理団体・実習実施機関等のデータベース管理

新法人の在り方(案)

新法人は監理団体への許可及び取消権の付与や立入検査権限の付与と違反事項の告発行為など行政機関に準じた機能を持つことから、法律に基づく公法人とする。

新法人の体制(案)

取締業務などを確実に実施するために必要な体制を構築する。
(本部80人程度)、地方事務所(13か所・250人程度)

業務量イメージ(案)

- 監理団体(約2,000団体)への立入検査を年1回実施
- 実習実施機関(約3万事業場)への立入検査を実施(約3年間で全数を網羅)

～正月注意文～

毎年恒例ではありますが、実習生が健康で安全に年末年始を過ごせるよう技能実習生向け注意文(中文・日文)を同封いたします。
実習生へお渡しいただくお願ひいたします！

技能実習制度改正についてはみなさまも興味津々です。
期間延長、人数枠、職種等々、具体的にどうなりますか？という質問は非常に多いです。
今年は改正に関する具体的な情報が入ってきそうです。
情報が入り次第皆様へもお知らせ致します。

2015年1月号は山口でした。